

放課後等デイサービスに係る指標該当の再判定について

放課後等デイサービスについては、本年4月から新たな報酬区分が導入されましたが、今回、国からは事業所への影響を考慮し、「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」(平成30年7月26日付厚生労働省事務連絡)のとおり、新たな取扱いが示されました。

このことを踏まえ、相模原市では、新指標による再判定について、次のとおり取り扱うことといたしますので、放課後等デイサービス事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

1 放課後等デイサービス事業者及び保護者への周知

国の事務連絡を踏まえた相模原市の取り扱いについて、放課後等デイサービス事業者の皆様及び保護者の皆様に、次のとおり周知を行います。

(1) 放課後等デイサービス事業者への周知

放課後等デイサービス事業者の皆様には、次の日程で説明会を開催します。

<日時及び会場>

8月20日(月) 19時から20時 ウェルネスさがみはら視聴覚室

8月21日(火) 19時から20時 緑区合同庁舎集団指導室

8月22日(水) 19時から20時 南区合同庁舎講堂

当日資料は、8月21日から障害福祉情報サービスかながわ(通称「らくらく」)に掲載します。

(2) 保護者への周知

市が作成した保護者向けの「ご協力のお願い」を事業所を利用されている全ての保護者の皆様に配布をお願いします。

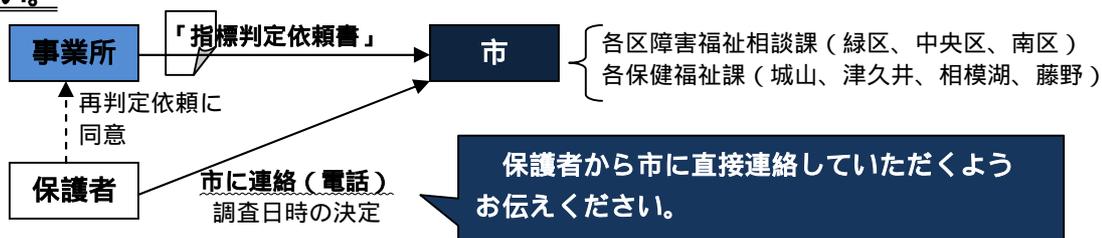
なお、保護者向けの「ご協力のお願い」については、市ホームページにも掲載します。

2 再判定の依頼

(1) 事業所から市への再判定の依頼

各事業所で、新指標に照らして再判定が必要と思われる児童については、「放課後等デイサービス指標判定依頼書」(以下、「指標判定依頼書」という。)を作成し、児童が居住する区の各障害福祉相談課、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区の場合は各保健福祉課(以下、「各障害福祉相談課等」という。)に提出してください。

その上で、限られた期間の中で再判定を円滑に進めるために、大変お手数ですが、再判定を依頼する児童の保護者から直接、各障害福祉相談課等に連絡(電話)していただくようお願いください。



< 指標判定依頼書について >

再判定を依頼する児童が他の事業所も利用している場合は、その事業所名と電話番号についても記入してください。

複数の事業所を利用している場合は、そのうち、一つの事業所から提出していただければ結構です。

保護者には再判定を依頼する理由を説明し、必ず同意を得てください。

保護者に、再判定の際に使用する「指標該当の有無を判断するための調査票」と「記載方法」を渡していただき、あらかじめ記入していただくようお願いください。

今回は、限られた期間の中で再判定を行う必要があります。再判定を円滑に進めるために、大変お手数ですが、再判定を依頼する児童の保護者から直接、各障害福祉相談課等に連絡（電話）していただくようお願いください。（9月末までに再判定を行う必要がありますので、できるだけ早めに市へ連絡していただくようお願いください。）

市から保護者に直接連絡する場合がありますので、同意の際、保護者に連絡の取れる電話番号もあわせて記入してもらってください。

相模原市以外に居住する児童については、各自治体にお問合せください。

(2) 指標判定依頼書の提出先

各事業所から、児童が居住する各区障害福祉相談課等に提出してください。

再判定を依頼する児童がお住まいの場所	依頼書の提出先 (窓口にお持ちいただく場合)	郵送先 (郵便の場合)	問合せ電話番号
中央区	中央障害福祉相談課 (ウェルネスさがみはらA館1階)	〒252-5277 中央区富士見6-1-1	042-769-9266
南区	南障害福祉相談課 (南保健福祉センター3階)	〒252-0303 南区相模大野6-22-1	042-701-7722
緑区(下記の地区を除く)	緑障害福祉相談課 (緑区合同庁舎3階)	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21	042-775-8810
城山地区	城山保健福祉課 (城山保健福祉センター1階)	〒252-0105 緑区久保沢2-26-1	042-783-8136
津久井地区	津久井保健福祉課 (津久井保健センター1階)	〒252-5172 緑区中野613-2	042-780-1412
相模湖地区	相模湖保健福祉課 (相模湖総合事務所2階)	〒252-5162 緑区与瀬896	042-684-3216
藤野地区	藤野保健福祉課 (藤野総合事務所2階)	〒252-5152 緑区小淵2000	042-687-5511

(3) 指標判定依頼書の提出期限及び提出方法

提出期限

9月10日(月)

提出方法

ア 窓口へ直接提出

平日午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合

提出期限の当日消印分までとします。

FAXについては、万が一の誤送信を避けるため不可とします。

3 再判定の実施

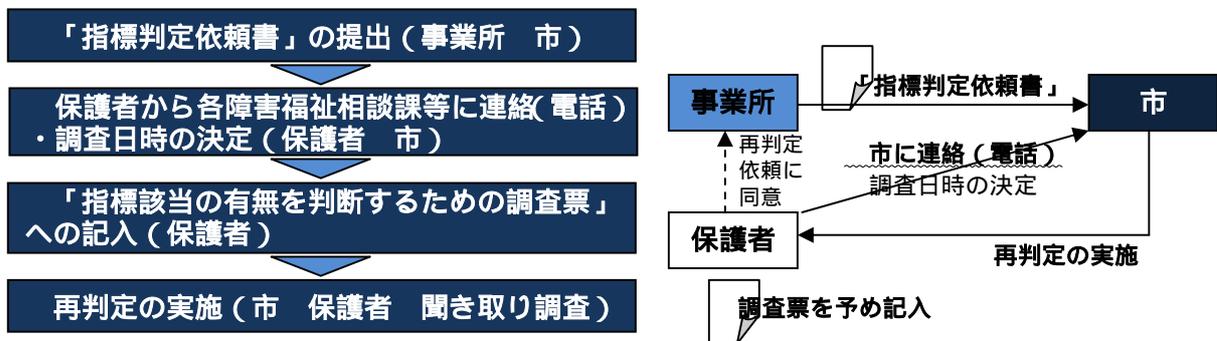
指標該当を判定するための聞き取り調査は、児童の障害の状態を的確に把握するために、ある程度の時間を頂く場合があります。調査を円滑に進めるために、次の手順で行います。

事業所から市に「指標判定依頼書」が提出される。

指標判定依頼書に記載の児童の**保護者から**、居住する区（地区）の**各障害福祉相談課等に連絡（電話）をいただき**、指標該当を判定するための**調査の日時を決める**。

保護者は、事業所から渡された「指標該当の有無を判断するための調査票」に、予め必要な支援の状況を記入しておく。

決められた調査の日時に、各障害福祉相談課等のケースワーカーが保護者に電話をかけ、聞き取りによる調査を行う。その際、記入済みの「指標該当の有無を判断するための調査票」をお手元に準備してもらう。



4 再判定の結果

再判定の結果については、各障害福祉相談課等から保護者と事業所に連絡（電話）します。指標該当「有」となった場合は、保護者に受給者証を送付します。

事業所の報酬区分の算定にあたっては、必ず受給者証で確認してください。

5 事業所を通さずに保護者が直接市へ再判定を依頼する場合

事業所を通さずに、保護者から直接、市へ再判定の依頼があった場合も、再判定を行います。窓口は、児童が居住する各区障害福祉相談課等です。（平日午前8時30分から午後5時まで）再判定の結果については、保護者に連絡しますので、受給者証で確認してください。

【お問合せ先】

- ・ 指標該当児の判定方法に関すること
障害福祉サービス課 認定・調整班 電話：042-769-8355
- ・ 個々の指標判定に関すること
 - 中央障害福祉相談課 電話：042-769-9266
 - 南障害福祉相談課 電話：042-701-7722
 - 緑障害福祉相談課 電話：042-775-8810
 - 城山保健福祉課 電話：042-783-8136
 - 津久井保健福祉課 電話：042-780-1412
 - 相模湖保健福祉課 電話：042-684-3216
 - 藤野保健福祉課 電話：042-687-5511